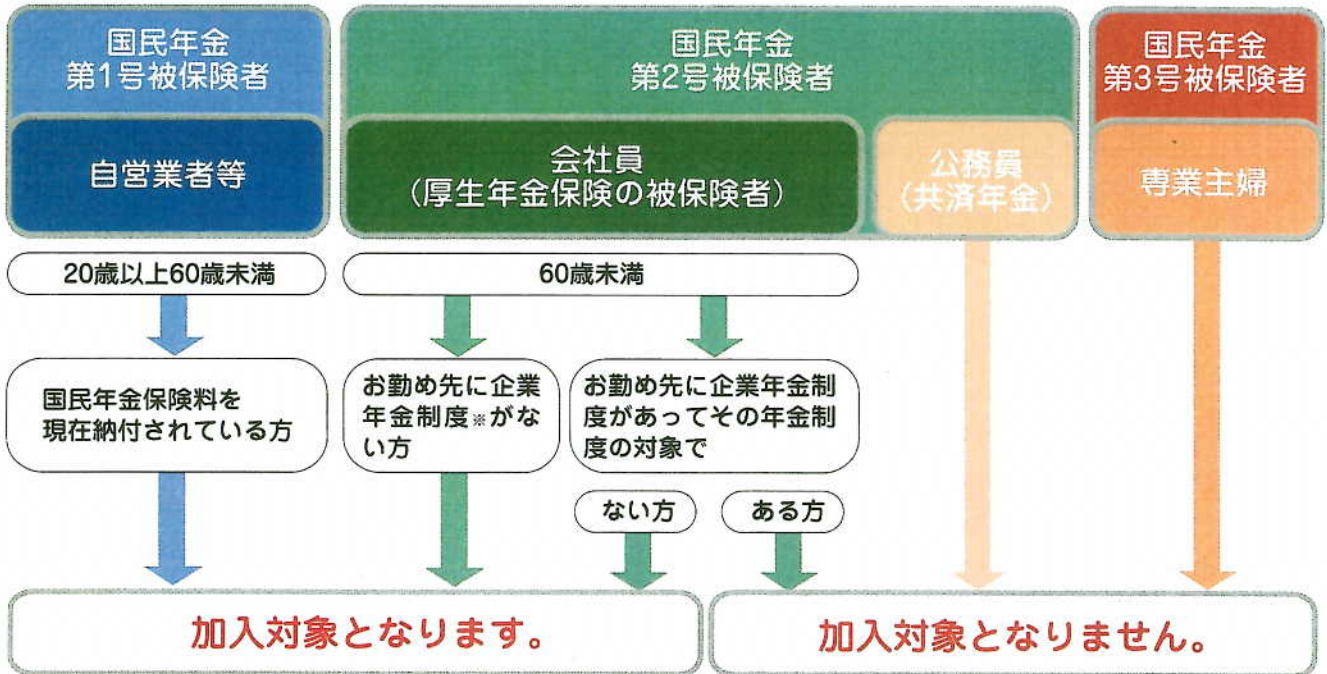


個人型確定拠出年金とは？

税制メリットを受けながら老後資金を積み立てられる新しい年金制度です。月々の掛金は個人が拠出し、運用する商品は自分で選択します。将来の受給額は、それぞれの運用の成果によって異なります。

加入できる方



*企業年金制度…厚生年金基金、確定給付年金(適格年金含む)、確定拠出年金企業型等

拠出限度額

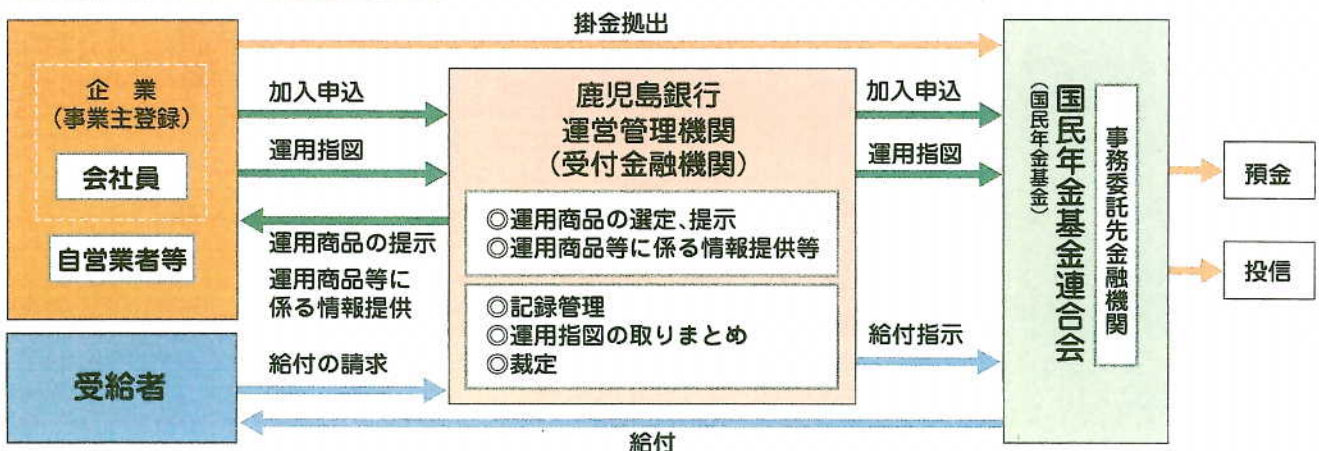
	自営業者等(第1号加入者)	会社員(第2号加入者)
毎月の拠出限度額 (5,000円以上1,000円単位)	68,000円 国民年金基金掛金等を納付されている方は その額と合算となります。	23,000円
払込方法	預金口座振替	給与天引き又は、預金口座振替

受給

- ◎老齢給付金…受給開始は原則60歳からです。
ただし、60歳時点で通算加入者等期間10年未満の場合は、受給開始可能年齢は右のとおりとなります。(70歳までに給付の請求をしていただく必要があります。)
- ◎障害給付金…高度障害になったときに給付の請求ができます。
- ◎死亡一時金…死亡したときに加入者の遺族に支給されます。

通算加入者等期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	1ヵ月以上
受給開始可能年齢	60才～	61才～	62才～	63才～	64才～	65才～
受取方法	年金(5年以上20年以内)または一時金(全部又は一部)					

仕組み



個人型確定拠出年金のメリット —税制優遇—

掛金は全額所得控除 [拠出時]

◎掛金全額が所得控除の対象となりますので、所得税額が減少します。

例えば…

課税される所得金額が300万で、
年間24万円(毎月2万円)を積み立てた場合…

所得税の税率を10%と仮定すると、
所得税額は、
 $24万円 \times 10\% = 2.4万円$ 減少します。



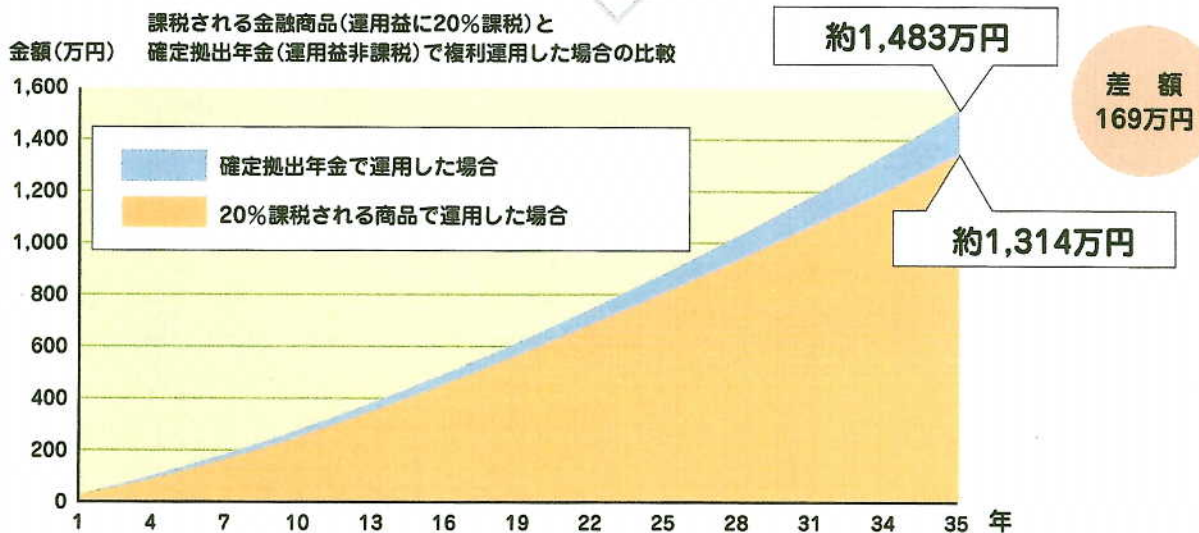
※上記例は、仮定に基づき試算したものです。税額は課税される所得金額に応じて異なります。
(所得税額) = (課税される所得金額) × (税率) - (控除額)

◎住民税についても同様に税負担の軽減効果があります。

運用益は非課税 [運用時]

◎運用益がそのまま再運用されますのでその分大きな複利効果が期待できます。

毎月2万円を年利3%(複利)で35年運用した場合
(運用に関する信託財産留保額、解約控除等の手数料は考慮していません。)



※積み立てた年金資産に対して特別法人税等(年1.173%)が課税されますが平成26年3月末まで課税凍結中です。
上記グラフでは、特別法人税等は考慮していません。

受給時の税制優遇

- 老齢給付金** 年金として受け取る場合は公的年金等控除が、一時金として受け取る場合は退職所得控除が適用されます。
- 障害給付金** 所得税、住民税が非課税となります。
- 死亡一時金** みなし相続財産となります。(法定相続人一人当たり500万円まで非課税(退職金等の非課税限度額))

ご加入にあたっての留意点

- ◎離・転職されると掛金の拠出ができなくなる場合があります。
(それまでに積み立てた資産の運用は継続できます。)
- ◎将来のお受け取り額は運用成果次第で増減し、その運用成果についての責任は加入者に帰属します。
- ◎掛金は原則として60歳から老齢給付金を受け取るために積み立てられるものですので、中途での引き出しはできません。
- ◎国民年金保険料が未納付の月は、個人型年金の拠出もできません(掛金は返還されます)。
- ◎年金資産に特別法人税等(年1.173%)が課税されますが、平成26年3月末まで凍結中です。
- ◎確定拠出年金は、拠出、運用、給付時に国民年金基金連合会、運営管理機関、事務委託先金融機関の事務費として下記の手数料がかかります。

手数料について

手数料区分	手数料金額(消費税込み)	お支払い方法
加入時	加入時のみ2,300円	初回掛金から控除※1
加入者	毎月470円	毎月掛金から控除※1
運用指図者※2	毎月400円	資産から控除※3
給付時※4	給付1回につき420円	毎回給付金から控除
還付時※5	還付時に1,420円	還付金から控除
脱退時※6	脱退時に420円	脱退一時金から控除

- ※1 手数料は掛金から控除されますので、商品購入代金は手数料を差し引いた金額になります。
- ※2 運用指図者とは、掛金の拠出を行わずに資産の運用のみを行う方のことです。
- ※3 受給期間中は、年金送付時に給付金から控除されます。
- ※4 給付とは、老齢・障害・死亡時に年金または一時金として受け取ることです。
- ※5 還付とは、国民年金保険料未納付月の分として拠出された場合等に、加入者へ掛金相当額を返還することです。
- ※6 脱退とは、確定拠出年金法附則第3条に該当した方が脱退請求により一時金を受け取ることです。

お申込み手続きはお近くの当行窓口まで

お気軽にご相談下さい。



加入ご相談

加入資格、制度内容等について担当者が説明いたします。
会社員の方につきましてはお勤め先の事業所登録が必要です。
事業所登録についてもご相談ください。

申込キットのお受取

加入申出書や投資教育資料を同封した「申込キット」をDCグループよりご自宅へ郵送いたします。

加入申出書の郵送

投資教育資料等、送付された書類をよくお読みの上、加入申出書に必要事項を記入し当行DCグループへ郵送していただきます。

加入手続き終了

最終的な加入資格は国民年金基金連合会(国基連)が審査いたします。加入資格審査終了後、「個人型年金加入者確認通知書」等を送付いたします。

- 確定拠出年金のことは下記までお気軽にお問合せください。

鹿児島銀行営業支援部 DCグループ

【総合案内】TEL 099(223)6665 受付時間:銀行営業日の9:00~17:00
http://www.kagin.co.jp/(確定拠出年金コーナーがございますので、ご覧ください)